

評価の視点	評価項目	評価細目	評価内容	企業評価型			施工計画型	技術提案型	評価基準	企業評価型			施工計画型	技術提案型	備考	
				簡易型	通常型	若年・女性技術者育成型				簡易型	通常型	若年・女性技術者育成型				
社会性・地理的条件	23. 夜間等に緊急対応を行う維持修繕工事の受注実績【土木一式及び舗装工事のみ対象】	-	過去3年度間に完成した維持修繕工事(※7)の受注実績を評価。	10	10	10	10	-	過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が4回以上あり(ただし、雪に関するパト工事の受注実績を2回以上含む)	10	10	10	10	-		
									過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が4回以上あり(ただし、雪に関するパト工事の受注実績を1回以上含む)	8	8	8	8			
									過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が3回以上あり(ただし、雪に関するパト工事の受注実績を1回以上含む)	6	6	6	6			
									過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が2回以上あり(ただし、雪に関するパト工事の受注実績を1回以上含む)又は過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が3回以上あり	4	4	4	4			
									過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が2回以上あり又は雪に関するパト工事の受注実績が1回以上あり	2	2	2	2			
									過去3年度間に完成した維持修繕工事の受注実績が1回以上あり	1	1	1	1			
	受注実績なし	0	0	0	0											
	24. 従業員数	-	常勤雇用者のうち、建設業に携わっている者の人数を評価。	-	10	10	10	10	10	40名以上	-	10	10	10	10	
										30名以上40名未満	-	9	9	9	9	
										20名以上30名未満	-	8	8	8	8	
										15名以上20名未満	-	7	7	7	7	
										11名以上15名未満	-	6	6	6	6	
										8名以上11名未満	-	5	5	5	5	
										6名以上8名未満	-	4	4	4	4	
										4名以上6名未満	-	3	3	3	3	
3名										-	2	2	2	2		
2名										-	1	1	1	1		
1名以下	-	0	0	0	0											
25. 建設機械の台数	-	地域防災の備えの観点から、災害時に使用される代表的な建設機械(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル等)の保有及びリース契約の台数を評価。	-	10	10	10	10	10	15台以上	-	10	10	10	10		
									13台以上15台未満	-	9	9	9	9		
									11台以上13台未満	-	8	8	8	8		
									9台以上11台未満	-	7	7	7	7		
									7台以上9台未満	-	6	6	6	6		
									5台以上7台未満	-	5	5	5	5		
									4台	-	4	4	4	4		
									3台	-	3	3	3	3		
									2台	-	2	2	2	2		
									1台	-	1	1	1	1		
1台未満	-	0	0	0	0											
26. 下請けの県内業者の活用	-	県内業者の育成や雇用確保の観点から、下請けの県内業者(※8)の活用を評価。	-	-	-	5	5	5	全ての一次下請業者が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	-	-	-	5	5		
									上記以外	-	-	-	0	0		
27. 低入札に対する評価	-	総合評価落札方式による入札(※9)で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札した実績を評価。	0	0	0	0	0	0	実績なし	0	0	0	0	0		
									本工事における入札において、低入札価格調査基準価格を下回る応札あり	-90	-90	-90	-90	-90		
									過去180日以内に低入札価格調査基準価格を下回る応札実績あり(応札回数により点数は累積される)	-90	-90	-90	-90	-90		
合計点	土木一式工事		125	175	185	280	310									
	舗装工事		120	160	170	265	310									
	その他の工事		110	140	150	245	310									
加算点			10	10	10	20	30									

- ・合計点を加算点に換算する。(少数位3位を四捨五入)
- ・施工計画のうち、評価を行う項目において要求事項に一つでも提案が無い場合、当該項目の評価は「-5点」の評価とする。また、評価を行う項目数の半数以上が「-5点」の評価となった場合は、失格とする。(ただし、県産品の利用(地球温暖化防止対策)については、この限りではない。)
- ※1 県産品の利用(地球温暖化防止対策)に関する詳細な評価基準等は、入札公告のとおりとする。
- ※2 工種・同業種：建設業法29業種区分による。
- ※3 香川県発注工事：土木部、農政水産部土地改良課、農村整備課及び水産課、環境森林部森林・林業政策課(旧みどり整備課)及びみどり保全課並びに総務部営繕課が所管する建設工事。
- ※4 香川県発注工事：土木部、農政水産部土地改良課、農村整備課及び水産課、環境森林部森林・林業政策課(旧みどり整備課)、みどり保全課及び循環型社会推進課(旧廃棄物対策課)、交流推進部交流推進課、総務部営繕課並びに警察本部が所管する建設工事。
- ※5 過去4年間とは、完成日が令和4年1月1日から令和7年12月31日まで。
- ※6 受注能力は、「同業種の本年度受注工事額」を「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」で除した数値とする。ただし、「同業種の過去4年度間の工事受注年平均額」が「基準受注額」を下回る場合は、受注能力は、「同業種の本年度受注工事額」を「基準受注額」で除した数値とする。ここでいう「基準受注額」とは、「過去4年度間の同業種・ランク毎の1業者あたり年平均受注額」を基に設定している。
- ※7 維持修繕工事：道路維持修繕に関するパト工事(舗装修繕、交通安全施設、路面清掃、植栽維持、ポンプ点検を除く)、雪に関するパト工事(雪水管理に関するパト工事、除雪に関するパト工事)、河川維持修繕に関するパト工事(砂防・急傾斜を除く)、港湾に関するパト工事
- ※8 下請けの県内業者とは、元請業者と直接契約のある、県内に主たる営業所を有する一次下請業者とする。
- ※9 評価対象となる入札は、香川県発注工事(知事部局、議会事務局、教育委員会、警察本部及び病院局が所管する建設工事)の入札とする。